

第3号

令和3年

10月1日発行

古河市農業委員会だより

～農地と食を守る農業委員会～

古河市農業委員・古河市農地利用最適化推進委員を紹介します



第7期農業委員会の委員(農業委員)と農地利用最適化推進委員が決定しました。農業委員の任期は令和3年9月12日から令和6年9月11日、農地利用最適化推進委員の任期は令和3年9月13日から令和6年9月11日です。3年間、19人の農業委員と25人の農地利用最適化推進委員で古河市の農業行政に携わっていきます。どうぞよろしくお願ひします。

※撮影時はマスクを外しました。

ごあいさつ



この度、古河市農業委員会会長に就任しました高橋栄でございます。今期3年間、19人の農業委員と25人の農地利用最適化推進委員、合計44人で力を合わせて業務遂行してまいります。

農業委員会へは、農地利用最適化の推進として、担い手への集積・集約化、遊休農地の発生防止等、重要な課題への対応が求められています。従来の農地の権利移動に関する許可などと合わせ、持続的な農業の実現のために取り組むべき業務が多岐にわたります。農業委員会の円滑な運営のため、研鑽を積み、市の農業発展のために力を尽くしていく所存です。

皆様のご協力をどうぞよろしくお願ひいたします。

古河市農業委員会
会長 高橋 栄



農地利用最適化推進委員

■ 農業委員

議席番号	氏名	住所地	備考
1	岩上 幹世	磯部	
2	塚原 和栄	下片田	
3	黒子 邦夫	諸川	会長職務代理者
4	飯田 勝	上大野	
5	峰 静子	関戸	
6	大井 克則	東牛谷	
7	中村 輝男	山田	
8	中村 守	尾崎	
9	湯本 豊	東山田	
10	落合 美代子	高野	会長職務代理者
11	峯 静夫	恩名	
12	竹村 正義	長左工門 新田	
13	栗原 英夫	柳橋	
14	苅部 勝	仁連	
15	秋庭 正雄	大山	
16	中村 浩一	尾崎	
17	内田 信一	葛生	
18	木村 公一	上片田	
19	高橋 栄	東牛谷	会長

■ 農地利用最適化推進委員

番号	氏名	住所地
1	安喰 茂	緑町
2	北嶋 正樹	大山
3	高橋 正之	坂間
4	関口 勝美	関戸
5	諏訪 貞一	小堤
6	小林 正夫	上大野
7	尾花 耕一	大堤
8	関 勝美	女沼
9	生沼 輝男	上辺見
10	長濱 信博	西牛谷
11	野本 政一	磯部
12	因泥 辰夫	前林
13	金沢 正巳	水海

番号	氏名	住所地
14	船橋 弘光	久能
15	関口 幸一	下大野
16	関 秀雄	諸川
17	木村 勝行	上片田
18	青木 英明	大和田
19	穴戸 俊彦	仁連
20	川上 悦弘	東山田
21	初見 純一	東山田
22	沼田 敏幸	山田
23	菊池 洋	恩名
24	上竹 好明	尾崎
25	櫻村 和雄	尾崎



農業委員会での審議審査の状況 (令和2年4月～令和3年3月)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
農地法第3条	9	10	5	3	10	13	6	5	7	4	8	14	94
農地法第4条	1	3	2	2	2	0	2	3	3	1	0	1	20
農地法第5条	11	8	9	9	8	7	9	11	12	9	5	8	106
利用権設定 下段：農地 中間管理事業	0	0	0	17	0	0	0	140	0	18	0	140	315
現況確認証明	0	0	1	7	1	0	0	2	1	0	1	0	13
その他	1	1	1	1	2	0	0	0	1	3	0	0	10
合計	24	22	24	39	25	20	18	163	33	35	25	163	591

農地法第3条：農地を耕作するための農地の売買や貸借等の権利の設定
(賃貸借の場合、耕作権は自動更新)

農地法第4条：農地の所有者等が自ら行う農地の転用

農地法第5条：農地の権利を取得して行う農地の転用

利用権設定：農業経営基盤強化促進法による農地の賃貸借等
(貸借の場合、貸借期間が満了すれば、耕作権は消滅)

農地中間管理事業：農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、県農林振興公社が農地を借り受けて、地域の農業担い手へ貸借するもの

現況確認証明：非農地証明及び転用事実証明(条件を満たした農地)

■利用権設定（農業経営基盤強化促進法）スケジュール

貸借期間が設定されるため、貸借期限を迎えると貸借は終了します。貸し手にとっては確実に農地が戻り、借り手にとっては計画的に耕作できる安心で便利な制度です。

受付期間	5月16日～6月15日	9月16日～10月15日	11月16日～12月15日	1月16日～2月15日
総会	7月	11月	1月	3月
貸借開始	8月1日	12月1日	2月1日	4月1日

農業経営基盤強化促進法：貸借等により農地の集積を促進するための法律

※農地中間管理事業に係るものは、毎月受け付けを行う。

※受け付けは開庁日とし、15日が閉庁日のときは次の開庁日までとする。

■農地法等申請

農地を所有権移転するときや農地以外の目的で使用するとき、農業委員会の許可が必要です。

受付期間：毎月17日～20日

※20日が土曜日の場合、19日まで。20日が閉庁日のときは次の開庁日までとする。

※翌月の総会に諮り許可書を発行します。

新規就農者を紹介します

令和元年に就農し、サツマイモを作付けして3年目の鈴木達郎さん(34歳)、解さん(33歳)ご夫妻。祖父の家で仁連宿の本陣だった屋敷を管理することになり、6年前に都内から転入しました。東京に通勤しながら、家の修繕や周囲の土地を開墾していく中で、作付けへの意欲が湧き、就農を決意。会社員からの転換に迷いはなかったといいます。

農業を始めるにあたり、家庭菜園で経験のあるサツマイモを選択。加工して干し芋を製造・出荷する一連の工程について、先進地で研修を受けました。農業未経験のため試行錯誤の連続でしたが、近所の経験者に指導を仰ぎながら、おいしいものを食べてもらいたいという強い思いで取り組んできました。



▲自宅でもある仁連宿「本陣」門前にて
※撮影時はマスクを外しました。



▲つる返しをしながら生育を見守っています

「努力次第で技術が身に付き、思いどおりにできる反面、失敗した結果もすべて自分の責任。身が引き締まります。でも、そこが面白いところ。」と農業への思いを語る達郎さん。「自信を持って大切に作った干し芋を、袋に詰めるパッケージ作業は楽しくて大好き。ネット販売なので、消費者の感想が直接届くのもうれしいことです。」と笑顔で話す解さん。

今後について尋ねると「高品質で糖度の高いサツマイモを安定生産すること。それがおいしい干し芋を消費者に届ける基本です。」と力強く語ってくれました。

6次産業を展開する若き農業者。農業分野に新風を吹き込む存在として期待が高まっています。



**農家の思いを伝え
農業・農村の「未来」を
ともに考えます。**

全国農業新聞は
地域農業者の代表機関である
農業委員会のネットワークが
発行する週刊の農業総合専門紙です。

全国農業新聞

毎月4回金曜日発行
定価700円 送料400円(税込)

■購読の申込みは、お住まいの
市町村農業委員会へお電話に
連絡ください。

発行所 全国農業会議所
〒102-0084
東京都千代田区二番町 9-9
中央会館4階農業委員会2F
TEL 03-6910-1130
FAX 03-6281-1122
E-MAIL syoumu@nca.or.jp
http://www.nca.or.jp/shinbun

11月18日(木)オンラインで開催。「担い手サミット茨城公式」と検索するか二次元コードでアクセスしてください。

【問】第23回全国農業担い手サミット in 茨城実行委員会
TEL 029-301-3867

第23回
**全国農業
担い手
サミット**
in 茨城





編集後記

実りの秋を迎え、農産物の安定供給に日夜奮闘しております。

私たち第6期農業委員、農地利用最適化推進委員は9月11日をもって任期満了を迎えました。これまで農地利用最適化を目標に活動してまいりました。コロナ禍に負けず、活動を次に引き継ぐことができましたことを感謝いたします。

農地の適正管理を今後も推し進め、古河市農業の更なる発展が実現されることを心より願っております。

広報委員(第6期)

- | | |
|------|-------|
| 委員長 | 黒子 邦夫 |
| 副委員長 | 荒川 重男 |
| 委員 | 増田 榮一 |
| 委員 | 山田 正 |
| 委員 | 関口 正一 |
| 委員 | 湯本 豊 |
| 顧問 | 船橋 新五 |